

# 原 著

## 聾啞学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離 —大正期から昭和戦前期の福岡聾啞学校を事例として—

佐々木順二\*・中村満紀男\*\*

本研究は、慈善事業の枠組みの中で成立した聾啞学校が、大正期から昭和戦前期に教育の枠組みに定着していく過程を、福岡聾啞学校を事例として分析した。その際、官立東京盲啞学校での教員養成と、文部省および日本聾啞口話普及会による現職教育の講習会の内容、並びに福岡聾啞学校の教員数と資格別教員構成の推移、教師教育を受けた教師が学校内で果たした役割に着目した。盲学校及聾啞学校令制定前の福岡聾啞学校では、教師教育を受けた教師は少数であり、彼らは盲啞教育への社会的関心の喚起、学校財政の安定化、卒業生の保護を含む多領域に亘る役割を担った。一方、同学校令制定後、教師教育を受けた専門的教員の割合が増加し、彼らが口話法による指導体制を支えるとともに、職業教育も拡充された。この過程で、聾啞学校が担うべき役割の中から卒業生の保護が切り離され、聾啞学校の役割は、教育そのものへと中心化していった。

キー・ワード：福岡聾啞学校 教師教育 口話法 保護機能 大正期・昭和戦前期

### I. はじめに

わが国の聾啞教育は、大正12（1923）年の盲学校及聾啞学校令制定を境として、それまでの慈善事業としての枠組みから学校教育としての枠組みへの変換が促進され、聾啞学校は教育機関として定着していく。すなわち、制度面では、それまで内務省地方局の管轄であった盲啞教育は、大正8（1919）年6月に設置された文部省普通学務局第四課の所管となった。文部省は、大正11（1922）年11月以来、盲学校及聾啞学校令の法案の準備に取りかかり、大正12年8月に同令が制定された。

教育内容の面では、公立私立盲学校及聾啞学校規程（大正12年8月）により、盲・聾啞学校の学校組織、教育課程等が確立に向かい、さ

らに聾啞学校用の国語初步の編纂が開始された（昭和3[1928]年）。また、教育方法の面では、大正14（1925）年7月には、日本聾啞口話普及会の発足があり、この頃が日本における口話法導入に向けた転機となった。つまり、わが国の聾啞教育は、大正末期を境に、制度の上からも、教育内容・方法の上からも教育としての枠組みが整えられたと言える。

この過程はまた、聾啞学校に期待される役割が教育そのものに中心化していく過程であった。すなわち、大正期には、聾啞学校内に卒業生のための授産施設を併置する事例<sup>1)</sup>が存在したように、聾啞学校が卒業生の生活と就労を保護する役割を併せもっていたと考えられるが、大正末期以降になると、こうした授産施設は聾啞学校から場所的あるいは機能的に分離されていった。つまり聾啞学校が教育としての枠組みに定着する経緯は、聾啞学校に期待される役割の中

\*筑波大学心身障害学研究科

\*\*筑波大学心身障害学系

から、卒業生の保護という領域が切り離されていく過程として捉え直すことができると思われる。

このように聾啞学校に期待される役割が教育へと中心化していった背景には、教師教育の普及・定着という要因も関係すると考えられる。その中心的役割を果たしたのは、官立東京盲聾学校（明治 13[1880]年創立、明治 43[1910]年に盲聾分離後、東京聾啞学校）に設置された教員養成の課程である教員練習科（のち師範科、さらに師範部となる）、そして、文部省、日本聾口話普及会並びに名古屋市立盲聞学校等による、主として現職教育を目的とした各種講習会であろう。

本研究では、これらの教員養成と各種講習会における研修を合わせて教師教育と呼ぶこととする。この教師教育が、聾啞学校教師にいかなる資質を身につけることを期待したのか、そしてそのように期待された資質を装備した教師が、実際に聾啞学校教育にどのような影響を与えたのかを明らかにすることは、聾啞教育の目的と聾啞学校の担うべき役割の追求という現代的課題にもつながる、興味ある課題である。

そこで本研究は、慈善事業としての枠組みの中で成立した聾啞学校が大正期から昭和戦前期に聾啞学校が教育としての枠組みに定着していく過程で、聾啞学校に期待される役割の中から保護機能が分離される経緯を、教師教育において期待された内容、並びに教師教育を受けた教師が実際の聾啞学校で果たした役割に焦点を当てて解明することを目的とする。

分析方法としては、盲学校及聾啞学校令が制定された大正 12（1923）年を境に、その前後 15 年ずつの二期に分け、まず、それぞれの時期において教師教育で期待された内容を、教師教育で課された学科目（講習内容）と入学（受講）資格から分析し、次に、教師教育を修了（受講）した者が果たした役割を、教職員の資格保有状況、代表的教員の学校における地位と活動内容から分析する。

後者の点について分析対象とする私立福岡盲

聰学校（明治 42[1909]創立）は、大正 13（1924）年 4 月に県立移管を遂げた、九州を代表する大規模な盲聰学校である。同校は、卒業生のための授産施設を学校に併置した先駆校であるとともに（佐々木・中村, 119）、大正末期以降は、口語法導入において、大分校とともに九州地方の「先達」校に位置づけられた（川本, 229-230）。このように福岡校は、保護機能と教育機能の相互の関係、並びに教師教育を受けた教員の実態とその影響を見るという本研究の課題に相応しい。

## II. 盲学校及聾啞学校令以前の教師教育と福岡盲聰学校

### 1. 初期の教師教育において教師に期待された内容

#### 1) 官立東京盲聰学校における教員養成

東京盲聰学校教員練習科は、明治 30 年代以降の盲聰学校の急増に対処するために、明治 36（1903）年に設けられた（荒川・大井・中野, 66）。東京盲聰学校教員練習科規則（明治 36 年 3 月 10 日）によれば、その設置目的は「盲聰教育ニ從事スヘキモノヲ養成スル」ことであり、入学資格は、「一、身體健康ニシテ品行方正ナル者、二、尋常小学校正教員免許状ヲ有スル者若ハ之ト同等以上ノ学力アル者、三、年齢男子ハ二十歳以上女子ハ十八歳以上ニシテ家事ニ係累ナキ者」とされた。また特例として、東京盲聰学校、京都盲聰院の卒業生に限って「教育ニ從事スルニ適當」と認められれば「一科目若ハ數科目ヲ練習」させることを認めた。修業年限は 1 年、定員は 10 人とされた（文部省[1978]64-65；荒川・大井・中野, 66）。

学科目は、修身、教育、国語、生理、図画、機械使用法、唱歌および体操と定められ、三つの学期の内、第一、二学期は講義、第三学期は実地授業（教育実習）に充てられた。盲聰教育に独自に必要とされる科目としては、教育（盲聰ノ教育及教育史、盲聰ノ教授法）、機械使用法（点字版、点字タイプライター、点字ステレオタイプライター、補聴器）の他、生理（生理及

衛生ノ大要)を挙げられよう。

補聴器を使った指導については、東京盲哑学校の前身である樂善会訓盲院が啞生2名への通学を許可した明治13(1880)年6月1日以降、在米邦人によって寄付された「近時發明の聾哑聽音器」を使った指導が試みられており、樂善会友により聾哑聽音器の模作もなされた(東京聾哑学校、105-107)。その実体は、「会話管(speaking tube)」ないし「ラッパ式のイアトランペット」(文部省[1992]317)であった。教員練習科が設置される少し前の明治33(1900)年には、オーストリアのアルト(Alt, F. 生没年不詳)によって電氣式携帶用補聴器が開発されたため(文部省[1992]319)、会話管やイアトランペットの使用法に加え、このような電氣式携帶用補聴器の使用法についても講習がなされたと考えられる<sup>2)</sup>。

明治43(1910)年、東京盲哑学校の盲聾分離により、教員練習科は廃止され、新たに東京盲学校および東京聾哑学校に師範科が設けられた。これは、盲哑学校の増設による教員需要、学科別専門的素養が求められたことへの対応であった(文部省[1978]65)。

師範科は普通科と技芸科に分けられ、普通科の入学資格は、盲学校および聾哑学校ともに教員練習科のそれを実質的に受け継ぎ、技芸科の入学資格は、両校の技芸科を兼修した普通科の卒業者、またはこれと同等以上の学力があると認められた公立私立の聾哑学校の卒業者とされた。

修業年限は、普通科は、盲学校および聾哑学校とともに5カ月から1年、技芸科は、盲学校師範科の音楽科は3年、鍼灸科2年、聾哑学校師範科の図画科、木工科、裁縫科は各2年とされた。

普通科の学科目は、聾哑学校にあっては、修身、国語(口語文、普通文、視話法、手真似、吃音矯正)、教育(聾哑ノ教育、教授法、教育実習)、体操であり、技芸科の学科目は、修身、国語(普通文)、教育(教育学ノ大要、聾哑ノ教育、教育実習)、技芸に関する科目、体操であった。

以上をまとめれば、官立校に設置された教員練習科、それに続く師範科における教員養成に期待されたことは、第一に、明治30年代以降の盲学校、聾哑学校の増加に伴う教員需要の増大への対応であった。明治43(1910)年の師範科への再編により、修業年限、一週間あたりの授業時間数がともに短縮されていることは、教員需要に一層迅速に対応するためであった。

第二に期待されたことは、教員の資質向上であった。教員練習科および師範科普通科の学科目を見る限り、聾哑学校教員に期待される専門的資質とは、聾哑教育に関する教育学的素養があり、聾哑生徒の指導方法(とくに聾哑学校師範科では「国語指導」の科目における)、会話管やイアトランペット、初期の電氣式携帶用補聴器といった補聴器具の使用法を習得していることであった。こうした専門的資質は、講義と教育実習によって習得することが意図された。

聾哑生徒の指導に際して使用する意思疎通方法としては、視話法、手話法を習得すること、発音指導のためには、吃音矯正の知識と技術を習得することが、教師に期待された。つまり、聾哑学校教師は、手話と音声日本語の両方によって意思疎通ができ、指導ができるることを期待されたと考えられる。

しかし、これらの教員養成施設だけでは、教員需要への対応、教員の資質向上に追いつかず、次に示すように、明治43年頃から教員養成講習会の開催への期待が主張されるようになった。

## 2) 文部省主催盲哑教育講習会における現職教育

### (1) 講習会開催の経緯と講習内容

盲哑教育に携わる教師のための講習会の開催は、明治41(1908)年4月の第2回全国盲哑教員大会で、「盲哑教育に従事するものの為に毎年夏期講習会を開催しては如何」との問題が提出されたのが最初であった(稚山、119)。明治44(1911)年7月の第3回全国盲哑教育大会では、「盲哑教員講習会開催を其筋に建議すること」が可決されて、まず文部省主催第1回盲教育講習会が、明治43(1910)年7月25日から

表1 文部省主催第3回盲啞教育講習会の講習要目（1915年）

科 目	講 師	週 時	専修別
盲人教育	町田則文（東京盲学校校長）	12時間	盲
聾啞発音教授法	石川文平（東京聾啞学校教諭）	12時間	聾啞
聾啞の保護	小西信八（東京聾啞学校校長）	2時間	聾啞
語法の大要	石川倉次（東京聾啞学校教諭）	4時間	聾啞
理科教授法	岸高丈夫（東京盲学校教諭）	8時間	盲
教育病理上より見たる身体的欠陥	菅沼清次郎（東京盲学校嘱託）	4時間	盲・聾啞
鍼治、按摩	富岡平吉（東京盲学校訓導） 塩野平次（東京盲学校雇）	24時間	盲

典拠 内外盲人教育編集部, pp.102-103

備考 専修別は、筆者の分類による。

8月14日までの3週間、東京盲学校にて開催された。第2回は大正2（1913）年夏に開催され、やはり盲教育講習会のみであった（丸川、145）。

一方の聾啞教育講習会については、大正2年10月の第4回全国盲啞教育大会において、「聾啞教育法講習会開催を其筋に建議しては如何」と問題が出された（鶴山、119）。これを受けて、大正4（1915）年7月25日から8月14日の3週間、文部省主催第3回盲啞教育講習会が開催され、その中に初めて聾啞教育事項専修が設けられた。「内外盲人教育」（大正4年10月）をもとに講習の内容を整理すれば、表1の通りである。

授業時数は、盲教育専修が週48時間、聾啞教育専修が18時間（教育病理上より見たる身体的欠陥を受講すれば22時間）であり、盲教育専修は聾啞教育専修の2倍以上の時間数が課されている。講師の人数も、聾啞教育3名に対して、盲教育は5名である。こうした相違は、盲教育は既に2回の講習会を開催した実績があること、聾啞教育の講習は理論のみであるのに對して、盲教育の講習が理論とともに実習も課していることが關係していると推察される。

次に、聾啞教育事項専修の受講生が受けたと考えられる科目について見てみる。まず石川文平（明治15-昭和6年、後述する石川倉次の長男）担当の「聾啞発音教授法」は、「1 欧米の

聾啞発音教授の概況」「2 我国語の発音教授を如何にすべきか」「3 我聾啞に教授するに適すると認めたる順序に従へる各音韻発音法」の三つの柱からなる。石川文平は、明治43（1910）年10月から大正3（1914）年1月まで聾啞教育研究のためにドイツ、フランス、アメリカ合衆国に留学した（東京教育大学附属聾学校、93,95-96；鳥畠、79）。彼は、この留学体験で得た知見に基づきながら、まず、諸外国の発音教授の仕方、視話法、発音と指文字の共用法、発音幼稚園<sup>3)</sup>、教員養成所<sup>4)</sup>に関して、統いてそれを日本語の音韻体系に応用するための方針と手順について講義を行ったのである。

小西信八（安政元[1854]年-昭和13年）の担当した「聾啞の保護」は「1 保護の本旨」「2 保護の方法」の二つの柱からなり、2はさらに、(1)入学前、在学中、卒業後 (2)入学せしめ能はざる家庭の聾啞 (3)親属、学校、社界 (ママ)、官公衙、教育家 (4)職業の選択 (5)不良聾啞、の五つの項目から構成されている。

聾啞者の保護は、明治30年代末から大正期の聾啞学校が直面した重要な課題の一つであった。すなわち明治39（1906）年に初めて全国聾啞教育大会が開催されて以降、聾啞教育に関する全国的な研究集会において、聾啞者の職業問題、結婚問題、非行問題への対処が保護問題として議題に上っていた。

例えは、第3回全国聾啞教育大会（明治44

[1911] 年) では、日本聾啞保護会の定款の提案・報告がなされ、本講習会に先立つて開催された第5回大会では、京都盲聾保護院（大正3 [1914]年設立）に関する実践報告がなされた

(佐々木・中村, 116-118)。つまり小西の講義は、この時期の聾啞教育におけるこのような保護問題への関心と関係していよう。

石川倉次（安政5 [1857] 年-昭和20年）の担当した「語法の大要」は、音と語と文、文の主要成分、文の附属成分、総主語及其の他、提示語、同格語、独立語、語句及文の連接、文の成分の排列、文の成分の省略、文の種類、文の組織分解という、12項目の内容から構成される。

石川倉次は、明治19（1886）年以来の訓盲聞院の教員であり、「聾啞読書初步」「日用單語」

「国語教順」「会話初步」といった指導書を作成するなど、言語と筆談、並びに発音と会話の指導において中心的役割を果たしていた<sup>5)</sup>。石川倉次の講義は、こうした言語・筆談、発音・会話の基礎となる日本語の文法体系に関するものであったと考えられる。

以上を要すれば、聾啞教育事項の講習は、盲教育事項にくらべて時間数が半分以下であるだけでなく、内容は理論重視で実習は課されていなかったという点で、未整備な段階にあったと言える。

一方、口話法普及の時期に先立つこの時期に、講習時間の少なくとも3分の2が、発音教授法に割かれている点は注目に値する。すなわち、当時の東京聾啞学校は、聾啞教育における発音指導を重視し、それを全国にも普及していくようとしていたと推察される<sup>6)</sup>。言語指導の理論である「語法の大要」は、聾者にとって不可欠な筆談を習得させるための科目であった。つまり、石川文平・倉次の講義は、聾啞教育の意志疎通手段と言語指導に関わるものであった。

それに対し、小西の「聾啞の保護」の講習内容は、聾啞教育に携わる教師の仕事が、聾啞学校という限定された空間に留まるものではなく、生徒が入学する前の段階も、卒業後の段階も対象に含むものであり、さらに不就学の聾啞者の

問題、聾啞者を取り巻く社会の問題をも射程に入れたものであったことを示している。小西の講義は、聾啞者の社会的処遇を含む、教育・保護論であったと言えよう。

## (2) 講習会の受講者

第3回盲聞教育講習会の受講者は、合計42名であり、その内訳は、盲教育事項修了22名、聾啞教育事項修了7名、盲教育並びに聾啞教育事項双方修了13名であった（内外盲人教育編集部, 104）。聾啞教育事項専修者は盲教育専修者の3分の1程度であるのは、盲聞学校ないし盲学校単独校の数に対し、聾啞学校単独校の数はまだ限られていたことを示唆する。すなわち、聾啞教育を学ぶだけでは、各地の盲聞学校で必要とされる教師の需要に応えきれなかった。

また、受講者を役職別に分類すれば、「校長」職の教師が8名おり、福岡校の第3代校長に赴任して半年足らずの吉村誠（明治5-大正13年、福岡県師範卒）もまたそのような者の一人であった。「教員」という肩書きである教師の中には、辻本與次郎（明治19年-昭和27年、和歌山県師範卒、和歌山県紀伊教育会附属聾啞学校）、高取易太郎（明治5年-没年不詳、東京盲聞学校教員練習科卒、私立長岡聾啞学校）のように、のちに勤務校において校長となって活躍していく者も含まれていた（内外盲人教育編集部, 104）。つまり、現に勤務校の中核的存在であるか、のちにそのような存在となっていく教師たちが受講生の中に含まれていた。

しかし、これに続く文部省主催の聾啞教育講習会は、大正13（1924）年10月まで開催されることとなかった。

以上、盲学校及聾啞学校令制定前までの教師教育に期待された内容を要すれば、教員需要の増大への対応、教員の資質向上、聾啞学校卒業生が教師になる道の確保にあったと言える。教員に求められた資質としては、教員養成施設においては、聾啞教育の教育学的素養とともに、手話および音声日本語による指導方法を習得することが期待された。大正4（1915）年に初めて開催された聾啞教育講習会では、発音教授の

表2 福岡校教職員の資格別教員構成の推移（1909～1923年）

	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923
全教職員	3	7	7	7	8	10	9	9	11	12	11	11	12	10	12
校長		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
訓導	3	5	5	5	6	6	6	7	9	9	8	8	8	6	6
教職員の内訳					1	1	1	1	1	2	2	2	3	2	2
嘱託教員		1	1	1		2	1							1	3
書記		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
訓導中官立校	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	1
教員練習科・盲部	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1
師範科卒業者	合計	2	2	2	2	3	2	1	2	3	3	3	1	1	2

典拠 福岡県福岡聾学校, pp. 199-207; 東京教育大学附属聾学校, pp. 303-306

備考 校長は、1910年7月～1914年10月までは、他校校長が兼任、1914年11月～1924年3月までは、当校訓導が兼任。

講義に多くの時間が割かれる一方、小西信八による「聾啞の保護」という学校の教育に限定されない講義が行われており、小西が聾啞教育の教師に、聾啞学校以外での生活の保護に関わる役割を期待していたことが分かる。

## 2. 福岡校教師による聾啞教育への社会的関心の喚起と卒業後問題への対応

### 1) 福岡校教職員の資格別教員構成の推移 (明治42～大正12年)

表2は明治42(1909)年から大正12(1923)年までの福岡校(当時、私立福岡聾啞学校)における教職員の補充と資格保有状況の推移を示している。まず、小学校の正教員の資格を有する訓導が、教員の主要部分を構成していた。訓導の内、教員練習科(師範科)を卒業した者が、聾啞部では、年度によつていない時はあるが、大抵1名おり、それらの教師は、安部久次が健聴者である以外は、藤本敏文、萬沢格、多田真佐雄といった聾者教師であった。これらの聾者教師は、福岡校の在校生と卒業生にとっての模範的・指導的存在となつたと考えられる<sup>7)</sup>。

盲部では、教員練習科(師範科)卒業生が常に1～2名おり、これらは皆聾者であった。訓導の中には、普通科と技芸科(和服裁縫)を兼務する教師(女性)、技芸科(木工科)を専任で務める教師も含まれていた。

大正8(1919)年以降、訓導の数が漸減する

一方で、技芸科助手、嘱託教員の補充により、教師の総数は11人前後を維持している。訓導を辞する理由は、明らかになつてゐる範囲では、他の盲啞学校への転任、福岡校に併置された授産施設<sup>8)</sup>工手への抜擢があるが、その他は不明である。他方、技芸科助手の増加は、全て福岡校の盲部と聾啞部の卒業生の就職によるものであつた(福岡県福岡聾学校, 199-207, 213-252)。

校長職は、明治43(1910)年7月から大正3(1914)年10月までは学外者による兼任であつたが、大正3年11月に最初の専任校長兼訓導として吉村誠が赴任した。

つまり、この時期の福岡校の教員組織は、盲部、聾啞部のいずれにおいても、訓導を中心として構成され、彼らが普通科と技芸科の授業を担当することによって成り立つてゐた。訓導中には、数は少ないが教員練習科(師範科)出身者が含まれていた。教員練習科(師範科)出身の聾者教師、ならびに福岡校出身の聾者助手の存在は、聾啞学校が、教育を受けた聾者の就職先としての機能を有するとともに、彼らが在校生と卒業生に対する模範的・指導的役割を担つたことを示している。

### 2) 初期の福岡校教師の果たした役割

#### (1) 聾啞教育への社会的関心の喚起

福岡盲啞学校を支えた初期の教師から、教師教育を受けた小島留蔵、安部久次、吉村誠を取

り上げて、その役割を述べる。小島および安部は、結果的に盲啞教育への社会的関心を喚起させる役割を果たし、吉村は、学校の経営基盤の確立と卒業生の保護の役割を果たしたと言える。

小島留藏(明治10-没年不詳、明治39年3月、東京盲啞学校教員練習科卒)は、明治27(1894)年12月、16歳で失明し、翌年の明治28(1895)年5月に東京盲啞学校に入学した。彼は、同校在学中から、将来は福岡県で「盲啞教育の鼓吹、学校創立の事業」に取り組むことを「自分が進むべき道」と定めていた。

小島は、明治32(1899)年7月に東京盲啞学校を卒業して帰郷し、福岡病院でマッサージの仕事に従事した。そして同郷の有力者の助力を得ながら盲啞学校設立運動を展開する。明治35(1902)年10月10日には、福岡県教育会代議員会に「盲啞学校設立の儀に付建議」を提出するとともに、「盲啞教育の可能と、歐米および我が国盲啞教育の現況、ならびに福岡県に盲啞学校設立の必要」を力説し、「点字の公棚」を行った。その結果、福岡県教育会は、盲啞学校設立のための調査を開始した。

日露戦争を期に、盲啞学校設立運動が停滞すると、小島は東京盲啞学校教員練習科に入学(明治38年3月入学～明治39年3月卒業)。卒業後は、卒業生服務規則に従い東京盲啞学校雇として勤務した後、帰郷し、自宅に3名の盲生を集め授業をはじめた。福岡県教育会の盲啞学校設立に向けた活動が再開され、明治42(1909)年7月31日には社団法人福岡県盲啞教育慈善会(以下、慈善会)が立ち上げられ、私立福岡盲啞学校の学則が定められた。そして同年12月に私立福岡盲啞学校が文部省の認可を得ると、小島は同校盲部の主軸教員として加えられた。

安部久次(生没年不詳、明治42年3月、東京盲啞学校教員練習科卒)が東京盲啞学校教員練習科を卒業したのは、福岡県において、慈善会が創立総会を迎える4カ月前のことである。彼は、私立福岡盲啞学校の創設後、同校に奉職することが決まっていたとみられ、明治42年8月発行の「福岡県教育会々報」に「盲啞教育

につき」を投稿し、盲啞教育を「慈善的教育」ではなく「教育的教育」へと転換させていくこと、慈善会にかかる盲啞学校を設立させるだけでなく、そこに通えない盲児、聾啞児を普通学校内で教育する必要性を主張した(安部[1909]12-13)。また、学校が認可されるまでの準備期間中には、県内の粕屋、遠賀、京都の三郡に出張し、郡部に住む盲児、聾啞児の「入学勧奨」を行った(福岡県盲啞教育慈善会[1909])。

安部が福岡県出身者であり、同県内では、明治35(1902)年10月以来、福岡県教育会による盲啞学校設立運動が行われていたことから推察すれば、安部は、同県内で盲啞学校設立の機運が高まりつつある中で、教育会の推薦を受け、あるいは自ら希望することで、東京盲啞学校教員練習科(聾啞教育専修)に入学したと考えられる。慈善会役員は、同科を盲教育専修で卒業(明治39年3月)した小島を盲部の主軸教員に確保する一方、聾啞部の主軸教員の確保を必要としていたからである。

安部は福岡校開校(明治43年1月)後、兼任校長のもとで主席訓導として、また舎監として任務にあたったが、大正2(1913)年4月には舎監を、大正3(1914)年7月には同校訓導を辞職する願いを提出し(福岡県盲啞教育慈善会[1913]; 同[1914])、福岡県門司市の小学校に転任となった。当時の福岡校は、財政的には、福岡市の補助をわずかに受ける以外は、その設立母体である慈善会の資金や篤志家の寄付に依存しており、また施設面では、生徒数が増えるにつれて校舎の狭隘が問題となっていた(佐々木・中村, 113)。こうした悪条件のもとで、訓導と舎監を兼ねる負担は大きかったであろうし、教育の成果を上げなくてはならないという重圧もあったと推察される。

小島、安部の教員練習科への入学の経緯と卒業後の活動から、教員練習科卒業生は、盲啞学校教員需要に応えるものであったことは言うまでもなく、赴任地において盲啞教育への関心を喚起する役割を果たしていたことが、示唆される。

## (2) 学校の経営基盤の確立と卒業生の保護

吉村誠（大正4年7月、文部省主催盲啞教育講習会修了、校長在任期：大正3年11月-大正13年11月30日）は、安部久次が転任となった後の福岡校の財政と設備の抜本的な整備・拡充を期待されて、県知事の名によって訓導兼校長として招聘された（藤本、21-23）。吉村は、前任校の筑紫郡豊平尋常小学校で訓導兼校長を務めていたが、学校経営の手腕と熱意を評価されて招聘されたのであった。

吉村が福岡校において関与した仕事としては、盲啞教育の積極的な宣伝活動、県費補助の実現

（大正5[1916]年4月開始）、校舎新築移転（大正6[1917]年4月着工）、株式会社聾啞工芸品製作所の設立（大正8[1919]年7月）、学校の県立移管（大正13[1924]年4月）、卒業生の就職・結婚の世話というように、学校の経営基盤の確立と卒業生の保護に関わる内容を含み、教師としてのみならず、経営者として、また、成人聾者の援助者としての役割を果たしていた。校内にあっては、発音科の担当教師としての役割も果たした。

吉村は、教員練習科の卒業生ではなく、福岡校に赴任するまで聾啞教育の経験はなかったが、大正4（1915）年7月に開催された第5回全国盲啞教育大会に参加し、大会後、前述の文部省主催盲啞教育講習会を受講した。上述の吉村の仕事の内容と幅を見ると、盲啞教育講習会で、聾啞の保護について小西から受けた感化と共に、発音教授法について石川文平に学んだことが生かされている。

とりわけ、聾啞の保護の問題に含まれる、卒業後の就労と生活に対する援助の問題は、吉村の問題意識の中で重要な位置を占め続けた（佐々木・中村、116-121）。吉村の関心はまた、同じ聾啞教育講習会の受講生の間でも共有されたものであった。前述の和歌山校の辻本、長岡校の高取は、卒業生の就労と生活を援助する施設として、それぞれ、和歌山聾啞興業会（大正11年）と長岡昭和園（昭和5年）を創立させた。

安部の後任となった吉村に最も期待されてい

たことは、盲啞学校への社会の関心を喚起し、学校経営を安定させることであった。これらの点は、吉村が盲啞教育の専門家であることよりは、彼の熱情、実行力、活動性、そして社会的信望によって達成されうるものであった<sup>9)</sup>。一方、聾啞教育の専門家としての吉村は、校内では発音科を担当しつつ、卒業生の生活と就労の援助にも力を注いだ。吉村のように聾啞教育の経験や資格がない教員にとって、聾啞教育講習会で得られた知識・技能は、そこで得られる人的つながりや、問題意識の共有とともに重要であったと考えられる。

### III. 盲学校及聾啞学校令制定後の教師教育と福岡盲啞学校

#### 1. 教師教育の拡充により教師に期待された内容

##### 1) 東京聾啞学校師範部における教員養成

大正12（1923）年の盲学校及聾啞学校令と公立私立盲学校及聾啞学校規程の制定に伴い、聾啞学校は初等部と中等部を置くことになり、教員資格も改められた。すなわち、同規程に定められる聾啞学校教員は、「一、東京聾啞学校ノ師範部甲種ヲ卒業シタル者、二、文部大臣ノ指定シタル者、三、文部大臣ノ認可シタル者」であり、聾啞学校初等部教員は「一、東京聾啞学校ノ師範部乙種ヲ卒業シタル者、二、文部大臣ノ認可シタル者」であった。これによって、新しい教員養成制度が設けられ、東京聾啞学校の師範科は師範部に改編された。

師範部は、甲種と乙種からなり、甲種には普通科と技芸科（図画科、裁縫科、工芸科、それぞれに第一部と第二部を置く）、乙種には普通科が置かれた。甲種普通科と技芸科第二部の入学資格は、小学校本科正教員の免許をもち、教育経験3年以上、もしくは同等以上の者で40歳以下とされ、修業年限は1年であった。教育経験3年以上を入学資格に加えたのは、教員の資質向上をねらったものであった。技芸科第一部は、入学資格が盲学校か聾啞学校卒業者または同等以上の者で16歳以上26歳以下とされ、從

表3 聾教育夏期講習会・口話法研究会の講習科目(文部省・名古屋市立盲啞学校共催, 1925年)

聾教育夏期講習会		
講習科目		講 師
聴器の機能と聾啞の原因		中村登(京都府立医科大学教授・医学博士)
言語中枢と聾教育との関係		川本宇之介(東京聾啞学校教諭)
口話法実施に関する諸問題		橋村徳一(名古屋市立盲啞学校校長)
教授の実際		吉田角太郎・伊藤舞一・安藤太三郎ほか 3名(名古屋市立盲啞学校教諭)
(課外講演)口話式聾教育と聾児家庭との連絡に就いて		西川吉之助(近江八幡口話法研究所長)
口 話 法 研 究 会		
講演	初等部予科第2学年国語教授に就いて	橋村徳一(名古屋市立盲啞学校校長)
研究発表	初等部予科第3学年用聾国語教本5、6編纂方針	吉田角太郎(名古屋市立盲啞学校教諭)
	初等部予科第1学年感覚教育及聾国語教本1、2 取扱に就て	伊藤舞一(名古屋市立盲啞学校教諭)
	初等部予科第2学年聾国語教本3、4編纂及取扱 に就て	安藤太三郎(名古屋市立盲啞学校教諭)
	初等部予科算術教授に就て	猪村正一(名古屋市立盲啞学校訓導)
研究事項 実地授業の研究	初等部予科第1学年児童教育日誌に就て	松岡若義(名古屋市立盲啞学校教諭心得)
	初等部第2学年国語(話方)科教授	吉田角太郎(名古屋市立盲啞学校教諭)
	初等部第3学年国語(会話)科教授	伊藤舞一(名古屋市立盲啞学校教諭)
	初等部第4学年国語(読方)科教授	安藤太三郎(名古屋市立盲啞学校教諭)
	初等部第1学年算術科教授	難波壽(名古屋市立盲啞学校訓導)
	幼聾児の取扱	三谷芳子(西川口話研究所)
	手話法より口話法へ	西川昌子(西川口話研究所)
貧しき経験の一々		益田米子(西川口話研究所)

典拠 口話式聾教育(1925a)p.51; 同(1925b)pp.51-52; 同(1925c)pp.26-30

前東京聾啞学校卒業生を主たる対象として規定していたものが改められた。修業年限は3年間であった(文部省[1978]70; 荒川・大井・中野, 77)。

乙種普通科は、尋常小学校本科正教員の免許をもつか、これと同等以上の者で年齢が40歳以下の者を入学資格とし、修業年限は1年であった。これは聾啞学校初等部の教員の補充を意図していたと考えられる。

師範部を甲種と乙種の二種に分けたのは、初等部と中等部それぞれの教員を補充する意図があった。また、甲種技芸科第一部は、盲学校と聾啞学校の卒業生が教員になる経路として準備された<sup>10)</sup>。このように、目的に応じて分化した教員養成が行われるようになった。

学科目は、甲種および乙種普通科では、修身、教育・心理、教授法、発音法、手語法、国語、図画、手工・手芸、体操、生理(耳鼻咽喉)であり、甲種技芸科第二部は、修身、教育・心理、

教授法、技芸科目(図画、裁縫、工芸)、体操であり、技芸科第一部はこれに国語、歴史・地理、博物・物理・化学が加わった(文部省[1978]73-74)。

甲種および乙種普通科の学科目を、以前の師範科普通科の学科目と比較すると、国語の中で教えられていた発音や手話に関する内容が、独立の科目となったことを指摘できる。発音指導と手話による指導方法が特別に取り出されたことは、これらの技術の一層の向上が期待されたことを示していよう。

## 2) 文部省主催聾啞教育講習会の口話法への重点化

文部省主催の聾啞教育講習会は、大正4(1915)年7月以来開かれていたが、大正13(1924)年10月に改めて第1回の講習会が開催された。

大正14(1925)年7月22日から28日の7日間、第2回聾教育夏期講習会が、名古屋市立盲

聴学校にて開催された。この講習会に合わせて、同校主催口話法研究会が開催されたが、両講習会の講師陣は相互乗り入れ方式で講義を実施した。両講習会の講習科目は表3に示す通りである。

講師陣の構成を見ると、東京聾啞学校教諭川本宇之介、西川口話研究所所長の西川吉之助以下同研究所の3名、名古屋市立盲啞学校校長橋村徳一以下同校教員6名となっており、その内5名が両講習会の講師を兼ねている。このことから、この大正14(1925)年夏の相互乗り入れ方式の講習会は、共通認識の下に実施されたものであったことが窺える。講習科目、研究発表の内容を見れば、口話法、国語教育、言語指導といったことが中核をなしていた。

この他、「口話法研究会実施要項」には、研究議題として、「1. 口話法に適切なる環境整備の方案如何、2. 口話法に適切なる学習態度(教授訓練上)の具体的養成法如何、3. 読唇発語興味を喚起せしむる具体的方案如何、4. 言語を日常生活上に広く且つ多く使用せしむる方法如何、5. 同一学校にて口話式教授と手真似式教授とをなす学級を有するとき之が取扱法如何、6. 口話法実施に伴ひ手真似全廃の可能性ありや、(後略)」といった内容が記されていた(口話式聾教育[1925b]52)。以上の研究議題から推察されるように、この講習会を通じて、口話法をいかに進めていくか、その際に支障となる問題は何であり、それはいかにして除去することが可能か、といった問題意識が、参加者のあいだに共有されていたと考えられる。

なお、講習会期間中に、日本聾口話普及会が発足した。同会は、「口話式聾教育」の創刊、聾口話教員養成講習会の開催(後述)によって口話法の普及を推進するとともに、政界、医学界、教育界の有力者を顧問あるいは名誉会員としている(口話式聾教育編集部[1925d]30-31)、この頃から聾啞教育界に影響力をもつことになる。

つまり、第2回文部省主催聾啞教育講習会が開催された時期は、口話法による教育実践が研

究報告される段階にまで達し、口話法による教育を全国的に普及していくとする気運が最も昂揚した頃であった。そして、この講習会には、次に挙げる福岡校の教師も参加した。

すなわち、急逝した吉村の後任の第4代校長渡辺一郎(明治15年-没年不詳、大正13年12月着任)、渡辺が口話法採用のために招請した東京聾啞学校師範部卒業の小河重右衛門教諭(明治31年-没年不詳、大正14年4月着任)、そして同年6月に助教諭心得として雇われて間もない久保山トモ(明治41年-没年不詳、大正14年6月雇)、西島小千代(明治40年-没年不詳、大正14年6月雇)の二人の若手教員が出席した(口話式聾教育編集部[1925c]30)。彼らを通じて、福岡校の教育は、日本聾口話普及会の活動と接続し、同普及会との相互の関わりあいを深めていったと考えられる。

### 3) 聾口話教員養成講習会の教員養成機関としての特徴

この日本聾口話普及会が主催する第1回聾口話教員養成講習会は、文部省後援の下、大正15(1926)年1月15日から3月12日までの3ヶ月を期間として、名古屋市立盲啞学校にて開催された。その後同講習会は、昭和16(1941)年まで17回にわたって開催され、口話法による教育の普及に重要な位置を占めた(前田, 41)。

前田(1996)は、聾口話教員養成講習会は理論重視の官立校師範部の教員養成と異なり実践重視という独自性をもち、有資格の聾学校教員を約250名養成したという点で、聾学校教員養成機関として十分評価されうるとしている(p.41)。同講習会の内容は、東京聾啞学校師範部の学科目を模範としつつ、「授業練習」が講習期間中の日課に組み込まれ、一週間の約半分の時間が「授業練習」に充てられた(p.44)。

聾口話教員養成講習会修了後に福岡校に赴任した者は相良政夫(生没年不詳、大正15年3月修了)、西島小千代(昭和5年3月修了)、中森鶴松(生没年不詳、昭和8年3月修了)の3名(全員福岡県出身者)であった。ここに挙げた講習会修了者は、後で取り上げる官立校教員

養成施設卒業生とともに、福岡校において口話法による教育を定着させていく役割を果たしたと考えられる。

以上、盲学校及聾哑学校令以降の教師教育に期待された内容をまとめると、まず、東京聾哑学校師範部の設置は、盲学校及聾哑学校令の制定を受けて、普通科（初等部と中等部）と技芸科（第一部と第二部）のそれぞれの目的に応じて、教員養成の分化を推進することにより、教員の補充と、教員の資質の向上に一層寄与しようとするものであった。

大正 13 (1924) 年に再開された文部省主催聾哑教育講習会は、翌大正 14 (1925) 年には名古屋校主催口話法研究会との相互乗り入れ方式で開催することで、口話法、国語教育、言語指導の講習会という性格を強めた。この講習会の期間中に発会した日本聾口話普及会は、大正 15 (1926) 年から、聾口話教員養成講習会を開き、口話法で指導できる教員の養成を開始した。

このように、この時期の教師教育においては、東京聾哑学校師範部で、教員の資質の向上が意図される一方で、名古屋校、日本聾口話普及会が中心となって口話法で指導できる教員が養成されていった。

## 2. 専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離

### 1) 福岡校教職員の資格別教員構成の推移 (大正 13 年～昭和 15 年)

表 4 は盲学校及聾哑学校令制定後の教員の補充により、教職員の資格構成がどのように推移したのかを示したものである。この時期には、教員組織の中心が訓導から教諭へと移行する。これは、盲学校及聾哑学校令により中等部が設置されたことにより、中等教育学校の教員である教諭を置く必要があったからである。これにより、大正 13 (1924) 年 4 月には、それまで訓導であった 6 名中 3 名が教諭へと資格が変わり、1 名（吉村）は専任の校長となった。さらに前年度途中で訓導として赴任した教員練習科卒業生の多田真佐雄（聾者）も、同時期に教諭へと資格が変わった。

大正 13 年以降、毎年教諭が増加することと、昭和 8 年頃から訓導が増加する理由は、盲学校及聾哑学校令制定に伴って東京聾哑学校に設置された師範部卒業生が補充されていったこと、聾口話教員養成講習会修了者が補充されたことによる。昭和 5 (1930) 年前後の 4 年間は、これらの教員養成機関を修了した専門的教員が、教育従事者の 5 割かそれ以上を占めた。このことは、福岡校において教員の質的向上が意図されたことを示唆する。

この他、教職員の資格保有状況に看取しうる特徴は、教職員組織の中に新しい要素が増えていったことである。第一点目として、教諭心得・訓導心得といった立場で試験的に採用され、のちに正教員に昇格していく例の増加である。これは、教員需要に供給が追いつかないのを、無資格教員に学校での教育経験を積ませ、研修を受けさせて資格を与えることによって、補っていく方法であった<sup>10</sup>。

第二点目として、昭和 11 (1936) 年からの保母の採用である。保母の採用は、予科の設置（福岡校は昭和 6 [1931] 年）による入学時期の低年齢化、並びに生徒数の増加による寄宿舎監への需要の増大と関係していると考えられる。第三点目は、実習教師の受け入れである。これは福岡校が教師教育機関としての機能を装備はじめたことを示している。第四点目は、内科、眼科、歯科、耳鼻科の医師、看護婦という異業種の職員を、恐らくは嘱託として雇うようになったことである。

このように福岡校の教員は次第に専門性を向上させるとともに、その役割も分化していったと言える。

### 2) 口話法の導入

福岡校では、第 4 代校長渡辺一郎（校長在任期: 大正 13 年 12 月～昭和 17 年 4 月 30 日）の下、大正 14 年 4 月から口話学級が設置された。渡辺は、初めて福岡校内を一巡したときに、聾の生徒が口を閉ざして「手真似」で話す様子を見て「悲哀の感」に打たれ、「如何にして口のきけるやうにはならないものか」と感じたという。

表4 福岡校教職員の資格別教員構成の推移（1924-1940）

	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940
全 教 職 員	14	17	19	21	24	27	28	24	24	27	27	28	34	34	36	35	34
教育従事者																	
校 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教 論	4	5	5	7	10	13	13	11	11	10	10	10	11	14	17	17	18
訓 導	2		1	1	2	1	1	2	2	4	5	6	8	7	4	4	4
助 手	2	2															
嘱 託 教 員	2	4	6	5	5	4	4	4	4	3	3	2	1	1	1	1	1
教諭・訓導心得	1	3	4	5	2	2	3	1	1	3	2	2	3	1	2	1	2
教育従事者合計	12	15	17	19	20	21	22	19	19	22	21	22	25	24	25	24	26
教育従事者中、盲・聾啞教育教員養成修了者の内訳																	
東聾校師範部卒	1	2	2	4	6	6	5	6	7	7	7	8	9	10	10	9	9
東盲校師範部卒	2	2	3	3	3	3	3	3									
聾口話養成修了			1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1				
合 計	3	4	6	8	10	10	10	11	9	9	8	9	10	10	10	9	9
その他の職員																	
書記;書記心得	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
医 師	1	1	1	1	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3	5	4	4
看 護 婦											1	1	1	1	1	1	1
嘱託保母;保母心得													1	2	2	3	1
実習教師													2	2	1	1	
合 計	2	2	2	2	4	6	6	5	5	5	6	6	9	10	11	11	8

典拠 福岡県福岡聾学校, pp.199-207; 東京教育大学附属聾学校, pp.306-315

備考 東聾校および東盲校師範部卒業者には、教諭、訓導の他、嘱託教員、助手の者も含む。

聾口話養成修了とは、日本聾口話普及会主催の聾口話教員養成講習会を修了した者を指す。

同校における口話法の採用は、渡辺が、上のような率直な思いを根底にもちつつ、口話法へと移行しつつある当時の聾啞教育界の趨勢の中で下した判断であった（渡辺[1932]30-31）。

渡辺は、東京聾哑学校教諭川本宇之介に口話法で指導のできる教師の手配を依頼し、大正14（1925）年4月、師範部卒業生の小河重右衛門が福岡校に着任した。前述の通り渡辺は、同年7月に開催された第2回聾教育夏期講習会に、小河、久保山、西島を伴って出席した。このことは、その後の同校における口話法の推進に拍車をかけるできことであった。

渡辺は、口話法を推進するために、小河に続き口話法で教えられる教員を増員していった。補充された教員の多くは、東京聾哑学校師範部

甲種および乙種普通科の卒業生であり、大正14（1925）年から昭和15（1940）年までのあいだに13名<sup>12)</sup>を採用した。前述の通り師範部では、学科目の上で口話法および手話法による指導の習得が期待されていたが、福岡校に赴任した師範部卒業生の実際の役割は口話法による指導を担っていくことであった。

上記の13名に、聾口話普及会の聾口話教員養成講習会修了者3名を加えると、この期間に口話法で指導できる教員16名（全員聴者）が採用された。同じ期間に、その内の7名が転任あるいは退任したため、昭和15年の段階では福岡校の26名の教育従事者<sup>13)</sup>（全教職員は34名）の内9名が上記二つの教員養成機関出身者であった。

これらの教員は、新入学年ごとに、一学年ずつ設置される口話学級の担任となることにより、福岡校において「教授法上の一主義として、すべての学科目の教授を口話によって行う」<sup>14)</sup>という口話法の体制を、新入学年ごとに、一学年ずつ増やしていくことに貢献したと考えられる。

### 3) 職業教育の拡充

草創期以来、福岡校では、職業教育として男子には木工と洋服裁縫、女子には和服裁縫と洋服裁縫を課してきた。大正8（1919）年、校内に新築技芸科教室を貸与する形で、卒業生のための株式会社聾哑工芸品製作所（以下、製作所）が創設され、木工部と縫工部の二部門が設けられた。

これにより、学校の職業教育のうち木工科と洋服裁縫科の実習は、卒業生の働く製作所に委託する形で行われた。木工科教師としては、福岡校卒業生の義村弘平と、製作所技手である江藤直次（聴者）が、洋服裁縫科教師には聾哑者山田忠が、それぞれ嘱託教員として務めていた。

このように製作所による卒業生の保護と学校の職業教育とが相互に乗り入れるという方式は、職業教育にかかる人件費、設備費、材料費の面では利点があったと考えられる。しかし、昭和6（1931）年、福岡校の盲聾分離とともに、洋服裁縫科と木工科の生徒の実習の場は、製作所の後身である福岡県盲聾教育慈善会授産所（以下、慈善会授産所）<sup>15)</sup>から分離されて、校内の教室に移されることになった。

この後に、洋服裁縫科専任の教諭心得として、東京高等洋服技術学校出身の近藤盛三郎（聴者）を採用し、山田忠は退職した（昭和8[1933]年）。また木工科専任教諭には、慈善会授産所技手の兼任を解いて、江藤直次を採用し（昭和10年）、和服裁縫科専任教諭には、東京聾哑学校師範部甲種裁縫科第二部を卒業した中山ふじゑ（聴者）を採用した（昭和7年）。

こうして、昭和6年以降、福岡校の職業教育は、従来は一体であった慈善会授産所から、物理的にも、人的にも分離されるとともに、主として聴者の専任教師を置くことにより、教育の

枠組みの中で拡充されていった。

### 4) 口話法導入をめぐる葛藤

盲学校及聾哑学校令制定後の福岡校では、教員組織の中に、教員養成を受けた者の割合が増加していった。それらの教員の多くは、この時期から導入された口話法による教育を支えていくことを期待された。教師教育を受けた教師たちは、学校内では指導的立場にあったから、彼らが口話法教育を支持していくことは、聾哑教育の教授方法の一つである口話法の位置づけを押し上げる役割を果たしたと考えられる。

他方、職業的専門性を備えた教師の採用は、職業教育の拡充を支えていくと同時に、学校の職業教育を慈善会授産所から分離させた。この分離の過程が口話法導入と関連があったことは、渡辺（1960）の次の述懐から窺える：

学校生徒〔を〕…工手と同一工場にて研修させることになっていた。全校手話方式教育時代は大した差支もなく、寧ろ経済上の利点もあつたが、口話法採用の上は将来の大問題であつて、やがて授産施設を他所に移転し、学校職業科と切り離す必要があるのであつた…（p.43）

つまり、盲学校及聾哑学校令制定後の福岡校は、口話法による教育を進めていく過程で、卒業生のための授産施設を学校から切り離す必要に迫られた。それは、聾哑学校の教師の役割が教育に特化したこと、言い替えれば、かつて聾哑学校の教師に期待された一つの役割であった卒業生の援助が、その学校の役割の枠外に置かれるようになったことを意味する。

口話法教育を進めていく過程で、創立以来の訓導であった権藤タケが依頼退職を提出し、卒業生で最初に母校助手となった森島寅之助、教員練習科出身で中等部主任の多田真佐雄が、それぞれ病気欠勤という態度をとったことを、渡辺は「凡て口話法採用から来た感情問題より出たるもの」（渡辺[1960]41）と述懐しているが、その根底には、このような学校の役割と教育方法をめぐる葛藤が生じていたと考えられる。

#### IV. おわりに

戦前期の聾啞教育において、教師教育を受けた教師に期待された内容は、教員需要への対応と聾啞教育に携わる教師としての資質の向上であった。とくに、官立校の教員養成機関で課される学科目は、教育学的素養、聾啞生に対する多様な意志疎通手段による指導方法を習得できるように構成されていた。これらの点は、対象とした明治 43 (1910) 年から昭和 15 (1940) 年までのあいだを通じて共通していた。

現職教育の講習会の内容を含めて考察すれば、対象時期の前半期の特徴は、聾啞学校教師に期待される内容として、発音指導、言語指導とともに、学校以外での聾啞者の社会生活の保護が含まれていたことであった。他方、後半期の特徴は、聾啞教育の指導方法の中核に口話法を置いていったことであった。教員養成機関としての性格を備えた聾口話教員養成講習会もまた、後半期の教師教育の在り方を象徴するものであった。

盲学校及聾啞学校令制定前まで、福岡校の教員に占める教師教育修了者の数は盲部、聾啞部それぞれに 1 名から 2 名いる程度であった。教員練習科出身であり、創設期の教師である小島と安部は、盲啞教育への社会的関心の喚起、郡部に赴いての就学奨奨の役割を担った。福岡校の財政基盤の確立に貢献した第 3 代校長吉村は、文部省の聾啞教育講習会を受講し、同時代の他地域の聾啞学校教師と、卒業生の保護についての問題意識を共有し、学校の技芸科教室を利用した、卒業生のための授産施設を設立した。

一方、同学校令制定後は、官立校および聾口話教員養成講習会で教員養成を受けた教師が補充されることが増え、昭和 15 (1940) 年には教員の 3 割強を占めるに至った。教員組織の中で指導的立場であった彼らは、大正 14 (1925) 年以降、福岡校に導入された口話法による教育を支えていた。口話法への移行と並行して、専任の職業教育の教師が採用され、生徒の職業教育の場は、授産施設から切り離されていった。

つまり、盲学校及聾啞学校令制定後、聾啞学

校が学校教育の枠組みの中に定着していくこの過程において、聾啞学校が担うべき役割の中から、卒業後の保護の問題が次第に切り離され、聾啞学校の役割は、教育そのものへと中心化していくと言える。

#### 註

- 1) 例えば、私立福岡盲啞学校の株式会社聾啞工芸品製作所(大正 8 [1919] 年)、和歌山県立盲啞学校の和歌山聾啞興業会(大正 11 [1922] 年)、日本聾話学校のローワ印刷所(大正 14 [1925] 年)、札幌聾話学校の大日本聾啞実業社(大正 14 [1925] 年)などが挙げられる。
- 2) 文部省(1992)によれば、訓盲院時代以来の「聾啞聽音器」は「次第に忘れられ」(p.328)利用されなくなっていたという。それにも関わらず、教員練習科の学科目に補聴器の使用法が組み込まれているのは、ドイツ留学を終えた岡田和一郎(東京帝國大学医科大学医学博士)が、同科設置を 3 年遅る明治 33 (1900) 年 9 月に、東京盲啞学校教員を対象に、ベツオルド(Bezold, F. 1842-1908)の「聾啞聽力回復」(東京聾啞学校, 232-233)について講義したことと関係していると考えられる。岡田は、その後も「残音利用又は聴視法」について説き、とくに「東京聾啞学校師範部講師」として功績が大きかったとされる(鳥居, 79)。したがって、教員練習科における補聴器の使用法の講義にも、岡田は講師あるいは助言者として関与していたと考え得る。
- 3) 講習要目には、「米国の聾啞発音幼稚園」と書かれている。石川(1922)は、「欧米の聾啞教育」では「近來は又、六七歳よりも以前からその年齢能力に適する教育を施す様に成って來た」と述べた後、「学齢前の聾啞児に口話法を修得させる幼稚園」として、米国フィラデルフィア州にガレット姉妹が創立した幼稚園を紹介している。この幼稚園の対象は、3、4 歳から就学前の聾児であり、発音の成績が良い者は通常小学校へ、成績の思わしくな

- いものは聾学校へそれぞれ入学する(pp.19-20)、と紹介されている。石川は、おそらくこの幼稚園かこれに類似したものを、大正5(1916)年の講習会において紹介したと考えられる。
- 4) 講習目には、「伯林聾哑学校附教員養成所」と書かれている。ドイツ諸邦のブロイセン王国のベルリン聾哑学校では、1813年4月以来教員養成が開始され、1828年教員養成課程が2年に強化された(荒川, 203-208; 309)。
  - 5) 石川倉次は盲教育の点字翻案者でもある。
  - 6) 石川文平の歐米からの帰国後に、名古屋市立聾哑学校において発音指導が開始され、同校がのちに口話法の先駆校として地位を得ていくことに鑑みれば(川本, 220-227)、石川文平の留学と本講習会での講義が、口話法普及の重要な要因の一つとなつたと示唆される。
  - 7) 大正9(1920)年8月、日本聾哑協会福岡部会が設立されると、教員練習科出身の万澤格(訓導任期:大正7年8月~大正10年3月)が会長となつた(聾哑界編集部[1920]57)。萬澤の後任として福岡校に赴任した多田真佐雄(訓導任期:大正12年9月~昭和5年3月)も、福岡部会において同職に就いた(聾哑界編集部[1925]84)。また、藤本敏文(訓導任期:大正5年4月~大正7年8月)は、大阪校転任後、「聾哑界」編集者として、福岡部会員の「奮闘」振りを紹介するなど、福岡校卒業生との関わりを維持し続けた(聾哑界編集部[1922]65-66)。
  - 8) 大正8(1919)年7月に、福岡校の新築技芸科教室を利用して、卒業生のための株式会社聾哑工芸品製作所が設立された(佐々木・中村, 119-120)。
  - 9) このような吉村誠の人間性については、吉村桂造(1960)を参照した。
  - 10) もっとも、地方の盲学校と聾哑学校から見れば、盲生にとって盲学校教員になるための現実的な進路選択でありえたが、聾哑生にとってはそのような進路選択にはなりにくかったと思われる。官立校師範部鍼灸科あるいはその前身の師範科鍼灸科を経て、母校である福岡校の教員となつた者として、大正6(1917)年に訓導として着任した野瀬元を挙げることができる。しかし、同様な例は聾哑部卒業生には見られない。
  - 11) 例えば、九州高等女学校卒業生である久保山トモは、公立盲学校及聾哑学校規程に規定される教員資格に照らせば無資格であるが、大正15(1925)年6月に助教諭心得となり、昭和5(1930)年11月に訓導に、昭和12(1937)年12月には教諭に昇格した。久保山は、師範部卒業生である小河教諭から放課後に内外ろう教育史や口話法教育について講義をしてもらうことが日課であったと、のちに述懐している(久保山, 33-34)。
  - 12) 東京聾哑学校師範部甲種技芸科第二部を卒業して、福岡校に赴任した中山ふじゑは、裁縫科担当教員であるので、人數から除外した。
  - 13) 教育従事者とは、教諭、訓導、嘱託教員、教諭・訓導心得を指すものとし、校長、書記、医師、看護婦、保母、実習教師は除外して計算した。
  - 14) 東京聾哑学校では、大正14(1925)年4月から初等部第1学年2学級のうちの幼年級を、この方針(=純口話法)によって指導することになった(東京教育大学附属聾学校, 100)。
  - 15) 株式会社聾哑工芸品製作所は、経営難のために大正14(1925)年2月に解散したが、その事業は福岡県聾哑教育慈善会に継承され、社会事業として維持されていった。福岡県聾哑教育慈善会は、私立福岡聾哑学校の経営母体であり、大正13(1924)年4月に同校を県立移管させた。

## 文献

- 安部久次(1909)盲哑教育につきて.福岡県教育会々報, 133, pp.9-13.
- 愛知県聾学校(1940)愛知県聾学校二十五年史.愛知県聾学校.
- 龜山彌(1935)講習会.日本聾哑教育会(編)本邦聾哑教育六十年の回顧.日本聾哑教育

- 会,pp.119~130.
- 荒川勇(1970)歐米聾教育通史.峯文閣.
- 荒川勇・大井清吉・中野善達(1976)日本障害児教育史.福村出版.
- 藤本敏文編(1935)聾哑年鑑.聾哑月報社.
- 藤本敏文(1960)新聞町校舎落成の思い出－新聞町時代の思い出など－.県立福岡聾学校編,創立五十周年記念誌.県立福岡聾学校,pp.21~23.
- 福岡県福岡聾学校(1940)福岡聾学校三十年史.福岡県福岡聾学校.
- 福岡県盲聾教育慈善会(1909~1916)理事会決議録.
- 福岡県盲聾教育慈善会(1909)第四回理事会(明治四十二年十二月十一日).
- 福岡県盲聾教育慈善会(1913)大正二年四月十二日文書.
- 福岡県盲聾教育慈善会(1914)大正三年七月二十五日文書.
- 石川文平(1922)聾哑教育.世界文庫刊行会編,世界小学校教育.世界文庫刊行会.
- 川本宇之介(1940)聾教育学精説.信楽会.
- 小島留藏(1931)福岡県盲聾教育の起源と福岡盲聾学校設立の由來.私家版.
- 口話式聾教育編集部(1925a)文部省主催聾教育夏期講習会要項.口話式聾教育,第3輯,p.51.
- 口話式聾教育編集部(1925b)名古屋市立盲聾学校主催口話法研究会要項.口話式聾教育,第3輯,pp.51~52.
- 口話式聾教育編集部(1925c)文部省主催聾教育口話法講習会概況.口話式聾教育,第4号,pp.26~30.
- 口話式聾教育編集部(1925d)日本聾口話普及会創立経過.口話式聾教育,第4号,pp.30~31.
- 久保山トモ(1960)奉職した當時.県立福岡聾学校編(1960)創立五十周年記念誌,pp.32~34.
- 町田則文(1911)第三回全国盲聾教育会報告.東京盲学校.
- 前田朋子(1996)昭和初期名古屋聾学校における教員養成講習会－その講習内容と資格－.特殊教育学研究,34(2),pp.41~47.
- 丸山良二(1935)教員養成.日本聾哑教育会(編)本邦聾哑教育六十年の回顧.日本聾哑教育会,pp.110~111.
- 文部省(1958)盲聾教育八十年史.文部省.
- 文部省(1978)特殊教育百年史.文部省.
- 文部省(1992)聽覚障害教育の手引き－聽覚を活用する指導－.海文堂出版株式会社.
- 内外盲人教育編集部(1915)文部省開設盲聾教育講習会.内外盲人教育,4(3),pp.101~104.
- 日本聾哑教育会(1935)本邦聾哑教育六十年の回顧.日本聾哑教育会.
- 聾哑界編集部(1920)福岡部会報.聾哑界,22,p.57.
- 聾哑界編集部(1922)福岡部会報.聾哑界,24,pp.65~66.
- 聾哑界編集部(1925)福岡部会報.聾哑界,33,pp.84~86.
- 佐々木順二・中村満紀男(2001)大正期の福岡聾学校における株式会社聾哑工芸品製作所設立の経緯と理念.心身障害学研究,25,pp.111~126.
- 高山弘房(1979)聾教育百年のあゆみ.財団法人聴覚障害者教育福祉協会.
- 東京教育大学附属聾学校(1975)東京教育大学附属聾学校－その百年の歴史－.東京教育大学附属聾学校.
- 東京聾哑学校(1935)六十年史.東京聾哑学校.
- 鳥畠彦三(1935)口話法.日本聾哑教育会,本邦聾教育六十年の回顧.日本聾哑教育会,pp.73~99.
- 渡辺一郎(1932)吾が心境を語る2－その頃と現在を語る－.聾口話教育,8(5),pp.29~35.
- 渡辺一郎(1960)口話教育法採用の動機と初期に於ける苦心並に経過概況に就て.県立福岡聾学校編,創立五十周年記念誌.県立福岡聾学校,pp.37~44.
- 吉村桂造(1960)岳父(吉村誠)を偲ぶ.県立福岡聾学校編,創立五十周年記念誌.県立福岡聾学校,pp.29~30.

—— 2003.9.1 受稿、2003.12.3 受理 ——

## Employing Special Teachers and Adopting the Oral Method and their Influence to Separation of a Protective Function: the Fukuoka School for the Deaf in Japan, 1910-1940

Junji SASAKI and Makio NAKAMURA

The purpose of this study is to clarify the process of separation of a protective function from the Fukuoka School for the deaf in Japan. This process was investigated from the following viewpoints: curriculum of the teachers trainings at Tokyo National School for the Deaf and by the Ministry of Education, and number and roles of special teachers at the Fukuoka School. Before enactment of the law for establishment of schools for the deaf and the blind(1923), number of special teachers of the Fukuoka School was small, but they had wide range of roles, that is, to rouse public attention of education for the deaf, to maintain the school economy, and to protect graduates of the school. After the enactment of the law, however, the Fukuoka School promoted to enlarge the number of special teachers to adopt oral method as an central method for teaching deaf pupils and to develop vocational education. Through this process, the Fukuoka School focused its attention to education itself, separating the protective function for the graduates of the school.

**Key Words :** Fukuoka School for the Deaf, special teacher, oral method, protective function, 1910-1940 Japan